

1. 改正の概要

- 平成27年4月1日以後に開始する事業年度について、法人税の税率を23.9%（現行25.5%）に引き下げます。
- 中小法人の軽減税率の特例（19%→15%）等の適用期限を2年延長（平成29年3月31日までに開始する事業年度）します。

【法人税の税率】

| | | 改正前 (平成27年度) | 改正案 (平成27年度) |
|--------------------------------------------------|-------------|-----------------|-----------------|
| 中小法人(※1)、一般社団法人等 及び人格のない社団等 | 年800万円以下の金額 | 19% | 15% |
| | 年800万円超の金額 | 25.5% | 23.9% |
| 中小法人以外の普通法人 | | 25.5% | 23.9% |
| 一般社団法人等以外の公益法人等、 協同組合等及び特定の医療法人 (一定の法人を除く) | 年800万円以下の金額 | 19% | 15% |
| | 年800万円超の金額 | | 19% |

【法人実効税率(※2)】(標準税率ベース)

| | | 改正前 (平成27年度) | 改正案 (平成27年度) |
|-----------------|---------------------|-----------------|-------------------|
| 中小法人(※1、3) | 年400万円以下の金額 | 25.90% | 21.42% |
| | 年400万円超 年800万円以下の金額 | 27.58% | 23.20% |
| | 年800万円超の金額 | 36.05% | 34.33% |
| 中小法人以外の普通法人(※4) | | 34.62% | 32.11%(※5) |

(※1) 中小法人とは、期末資本金の額が1億円以下の法人（資本金の額が5億円以上の法人の完全子法人等を除く）をいいます。

(※2) 法人実効税率は、住民税の均等割、事業税の資本割及び付加価値割を含めずに計算しています。

(※3) 住民税、事業税の標準税率を適用し、事業税の軽減税率適用法人として計算しています。

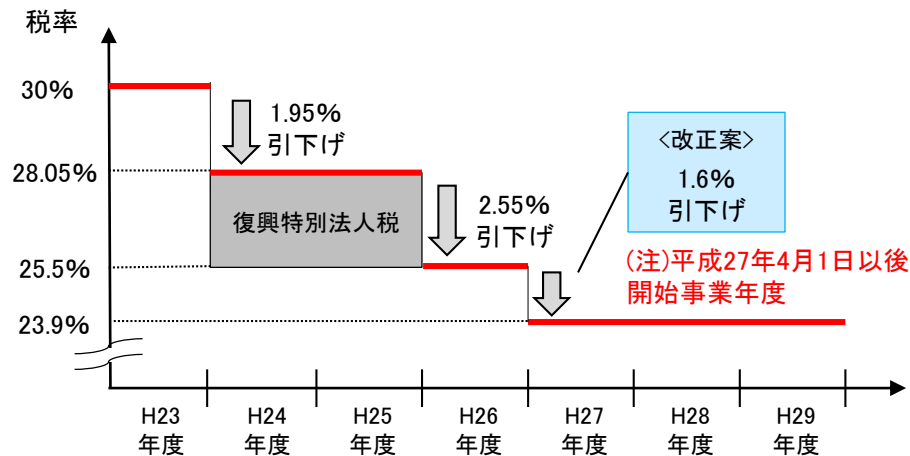
(※4) 住民税、事業税の標準税率を適用し、事業税の軽減税率不適用法人として計算しています。

(※5) 法人事業税及び地方法人特別税は、改正案の税率により、計算しています。

平成27年度 税制改正解説 法人税～法人実効税率の引下げ②

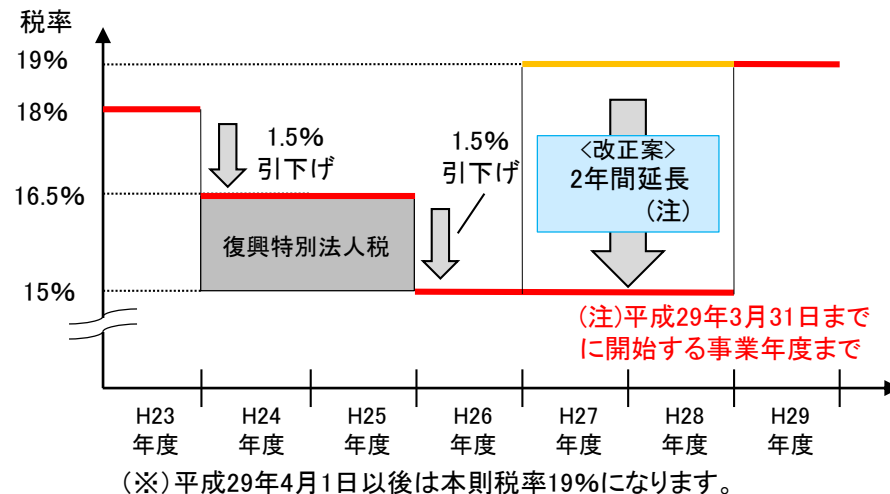
【法人税等の税率の推移】

※中小法人以外の普通法人に対する税率、中小法人、一般社団法人等及び人格のない社団等のうち年間所得800万円超の金額に対する税率



【中小法人等の軽減税率の推移】

※中小法人、一般社団法人等及び人格のない社団等のうち年間所得800万円以下の金額に対する税率



2. 実務上の留意点

- 法人実効税率の引下げに伴い、既に計上されている繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の一部取崩しが必要になる。

3. 今後の注目点

- 平成28年税制改正以後の段階的な法人実効税率の20%台まで引下げと代替財源の確保(生産性向上設備投資促進税制の検討、大法人向けの外形標準課税の更なる拡大、減価償却方法の見直し等)。
- 中小法人、公益法人等、協同組合等の軽減税率の特例(19%等)の見直し。
- 財産評価基本通達における非上場会社株式の評価の際の、純資産価額方式の計算上控除される含み益相当額に係る法人税額等相当額の税率(現行40%)の引下げ。

1. 改正の概要

- 繰越欠損金の控除限度額が平成23年12月の税制改正における引下げから、さらに引き下げられます(改正前80%→65%→50%)。(中小法人等(一定の法人を除く)は、従来どおり100%控除できる。)
- 設立日から7年経過する日までの事業年度等については、控除限度額が緩和されます。(新設)
- 欠損金の繰越期間が延長(9年→10年)(※3)され、それに伴い適用を受けるための帳簿書類の保存期間(9年→10年)(※3)も延長されます。

| 内容 | | 改正前 | 改正案 | |
|---------------|-------------------------------------|----------|----------------------------------------|-----------------------|
| | | | 平成27年4月1日から 平成29年3月31日 までの開始事業年度 | 平成29年4月1日以後開始 事業年度 |
| 控除限度額 (※1) | ① ②以外の事業年度 | 所得金額×80% | 所得金額×65% | 所得金額×50% |
| | ② 設立日(※2)から同日以後7年を 経過する日までの事業年度等 | 所得金額×80% | 所得金額 | |
| 欠損金の繰越期間(※3) | | 9年 | 9年 | 10年 |

(※1) 中小法人等(資本金の額が5億円以上の法人の完全子法人等を除く)は、従来どおり100%控除できる。

(※2) 合併法人の場合には、合併法人又は被合併法人のうちその設立が早いもののその設立等の日

(※3) 平成29年4月1日以後に開始する事業年度において生じた欠損金について適用される。

2. 実務上の留意点

- 繰越欠損金の控除限度額がさらに引下げられることにより繰越欠損金を有する法人の事業計画(利益計画)に影響があることから、将来計画に基づく企業価値算定(DCF法等)に影響を及ぼすことになる。
- 中小法人等については、現行の控除限度額(所得金額)が存置されるため、影響はない。

1. 改正の概要

- ・受取配当等の益金不算入については、株式等の区分が変更され(3区分→4区分)、それに伴って、益金不算入割合、負債利子控除の計算の対象範囲が見直されます。
- ・公社債投資信託以外の証券投資信託の収益の分配の額について、益金不算入割合が見直されます。
- ・関連法人株式等に係る負債利子控除額の簡便法の基準年度が、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度となります。

| | 改正前 | | | 改正案 | | | 影響 |
|-----|----------------------------------|-------|--------|---------------------------------------|------------|--------|--------|
| | 名称 | 不算入割合 | 負債利子控除 | 名称 | 不算入割合 | 負債利子控除 | |
| 株式等 | 完全子法人株式等 (保有割合100%) | 100% | × | 完全子法人株式等 (保有割合100%) | 100% | × | 影響なし |
| | 関係法人株式等(注1) (保有割合25%以上100%未満) | 100% | ○ | 関連法人株式等 (保有割合 3分の1超100%未満) | 100% | ○ | 影響なし |
| | | | | その他の株式等 (保有割合 5%超3分の1以下) | 50% | × | 増税(注3) |
| | 上記以外の株式等(注2) (保有割合25%未満) | 50% | ○ | 非支配目的株式等 (保有割合 5%以下) | 20% | × | 増税(注3) |
| | | | | | | 減税 | |

(注1)所有期間6月以上であるものに限りです。

(注2)投資信託についても改正が行われます。

・通常の投資信託

改正前:収益の分配金の2分の1×50%が益金不算入→改正案:益金不算入計算の対象外(全額益金算入)

・外貨建資産割合又は非株式割合50%超75%以下の投資信託

改正前:収益の分配金の4分の1×50%が益金不算入→改正案:益金不算入計算の対象外(全額益金算入)

・外貨建資産割合又は非株式割合75%超の投資信託

改正なし(全額益金算入)

・特定株式投資信託

改正前:収益の分配金の50%が益金不算入→改正案:非支配目的株式等として20%益金不算入

(注3)負債利子の金額が大きい場合には、減税となることもあります。

具体例：保有割合30%の国内株式について配当金1,000千円を受けた場合（負債利子100千円とする）

改正前

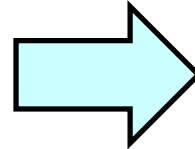
→関係法人株式等に分類

益金不算入額

$$(1,000千円 - 100千円) \times 100\% = 900千円$$

益金 $1,000千円 - 900千円 = 100千円$

不算入割合100%
負債利子を控除



改正案

→その他の株式等に分類

益金不算入額

$$1,000千円 \times 50\% = 500千円$$

益金 $1,000千円 - 500千円 = 500千円$

不算入割合50%
負債利子を控除しない

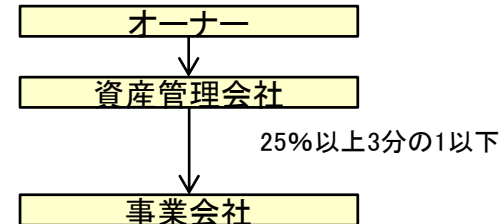
2. 実務上の留意点

下記株式保有割合の場合には、改正の影響を受けることとなる。

| 保有割合 | 影響 |
|-------------|-------------------------------------------|
| 25%以上3分の1以下 | 益金不算入割合100%→50%であり、負債利子を控除しなくなるが増税の可能性が高い |
| 5%超25%未満 | 益金不算入割合50%継続するが負債利子を控除しない分、減税となる |
| 5%以下 | 益金不算入割合50%→20%であり、負債利子を控除しなくなるが増税の可能性が高い |

オーナーの資産管理会社につき、保有割合が25%以上3分の1以下のケースがよく見受けられる。

当該ケースにおける資産管理会社は本制度の改正の影響を受けるため、今後の保有割合につき検討する必要がある。



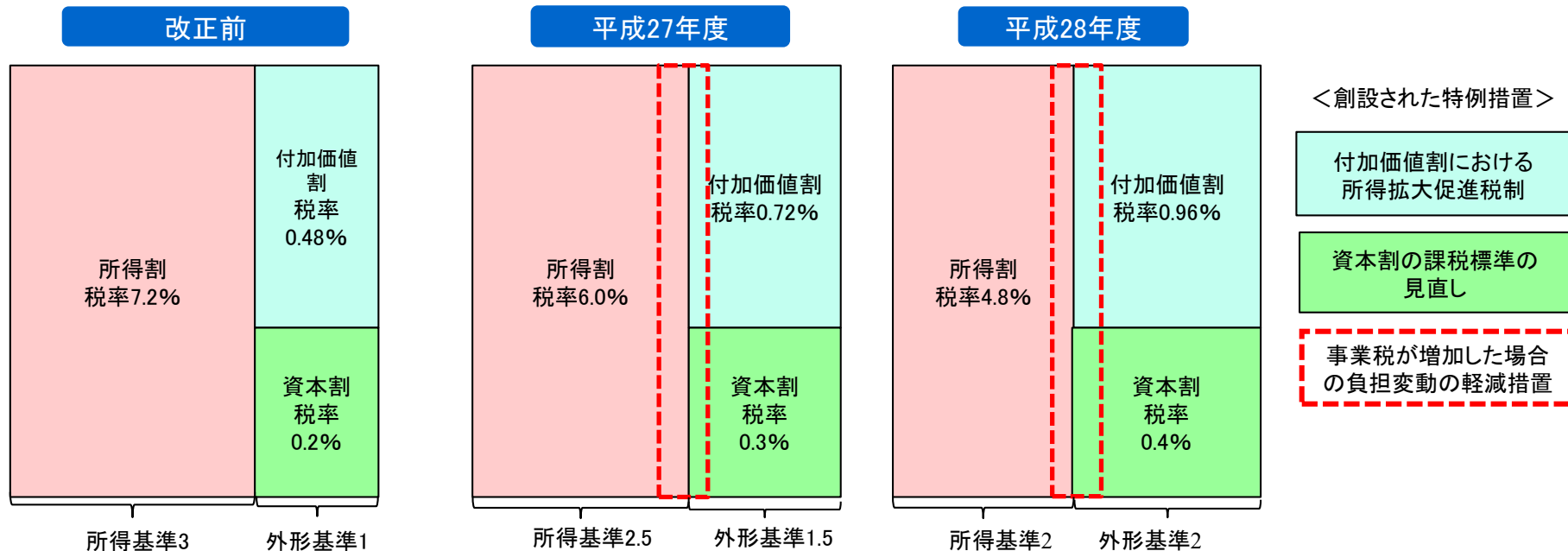
3. 今後の注目点

- ・適用開始時期
- ・関連法人株式等の所有期間や負債利子簡便法の計算の詳細
- ・別表八(一)の様式

1. 改正の概要

- ・ 外形標準課税の拡大として付加価値割及び資本割の税率が引上げられる一方、所得割の税率は引下げられます。
- ・ 所得割の税率引下げに伴い、資本金1億円超の普通法人の地方法人特別税率が67.4%から152.6%へ引上げられます。
- ・ 付加価値割の税率引き上げに伴い、給与等支給額を一定額増加したときは一定の金額を付加価値割の課税標準から控除する制度が導入されます(付加価値割における所得拡大促進税制)。
- ・ 資本割の課税標準が、資本金等と「資本金+資本準備金」のいずれか大きい金額とされます(資本割の課税標準の見直し)。
- ・ 外形標準課税の拡大に伴う負担増の軽減措置として、一定の金額を法人事業税額から控除する制度が導入されます(事業税が増加した場合の負担変動の軽減措置)。

【外形標準課税の対象法人(資本金1億円超の法人)】(※)外形標準課税の対象外となる資本金1億円以下の法人については改正なし。



【法人事業税率の改正】

| | 改正前 | 改正案 | |
|---------|-----------------------------|-----------------------|-----------------------|
| | | 平成27年4月1日 以後開始事業年度 | 平成28年4月1日 以後開始事業年度 |
| 付加価値割 | 0.48% | 0.72% | 0.96% |
| 資本割 | 0.2% | 0.3% | 0.4% |
| 所得割 | 年400万円以下の所得 (2.2%) | 3.8% (1.6%) | 2.5% (0.9%) |
| | 年400万円超800万円以下の所得 (3.2%) | 5.5% (2.3%) | 3.7% (1.4%) |
| | 年800万円超の所得 (4.3%) | 7.2% (3.1%) | 4.8% (1.9%) |
| 地方法人特別税 | 67.4% | 93.5% | 152.6% |

(※1) 所得割の括弧書きの税率は、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用後の税率。

(※2) 3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の所得割に係る税率については、軽減税率の適用はない。

○平成27年4月1日以後に開始する事業年度から適用される。

【資本割の課税標準の見直し】

| | 改正前 | 改正案 |
|----------|--------|------------------------------------------|
| 資本割の課税標準 | 資本金等の額 | 資本金等の額 又は 「資本金＋資本準備金」 のいずれか大きい額 |

(※) 法人住民税の均等割の税率区分の基準である資本金等の額についても同様の措置が講じられる。

【付加価値割における所得拡大促進税制の導入】

| 適用要件 | 控除額 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| ① 雇用者給与等支給増加額 \geq 基準雇用者給与等支給額 \times 3%~5%(※1) 雇用者給与等支給増加額=雇用者給与等支給額(※2)-基準雇用者給与等支給額(※3) ② 雇用者給与等支給額 \geq 前事業年度の雇用者給与等支給額 ③ 平均給与等支給額(※4) $>$ 前事業年度の平均給与等支給額 | 雇用者給与等支給増加額 |

(※1) 以下の事業年度の区分に応じて3%~5%となる。

- ・平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度:3%
- ・平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度:4%
- ・平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度:5%

(※2) 損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額

(※3) 基準事業年度(平成25年4月1日以後に開始する各事業年度のうち最も古い事業年度の直前事業年度)の雇用者給与等支給額

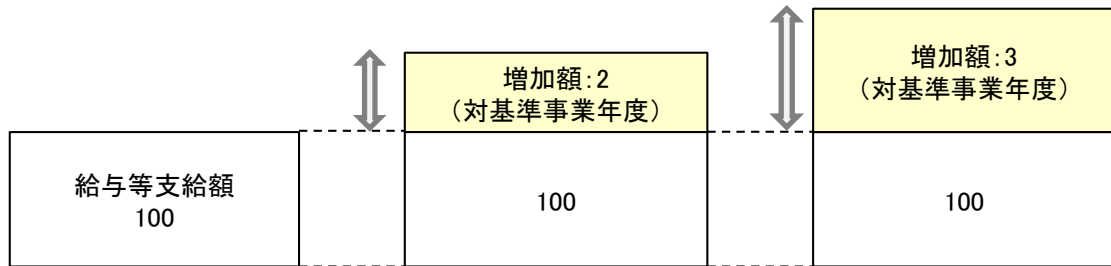
(※4) 雇用者1人当たりの月平均給与額

【基準事業年度】

【適用年度(H28.3期)】

A: 給与等支給額が102の場合

B: 給与等支給額が103の場合



給与等支給額 : 100
平均給与等支給額 : 11

給与等支給額 : 102
平均給与等支給額 : 12
所得 : 1

給与等支給額 : 103
平均給与等支給額 : 12
所得 : ± 0

A: 給与等支給額が102の場合

- | | |
|-----------------------------|-------------------|
| 1. 判定 | 2. 控除額 |
| ① $2 \leq 100 \times 3\%$ | 0 |
| ② $102 \geq 100$ | 3. 課税標準 |
| ③ $12 > 11 \therefore$ 適用なし | ① $102 + 1 = 103$ |
| | ② $103 - 0 = 103$ |

B: 給与等支給額が103の場合

- | | |
|-----------------------------|-------------------|
| 1. 判定 | 2. 控除額 |
| ① $3 \geq 100 \times 3\%$ | 3 |
| ② $103 \geq 100$ | 3. 課税標準 |
| ③ $12 > 11 \therefore$ 適用あり | ① $103 + 0 = 103$ |
| | ② $103 - 3 = 100$ |

○平成27年4月1日以後に開始する事業年度から適用される。

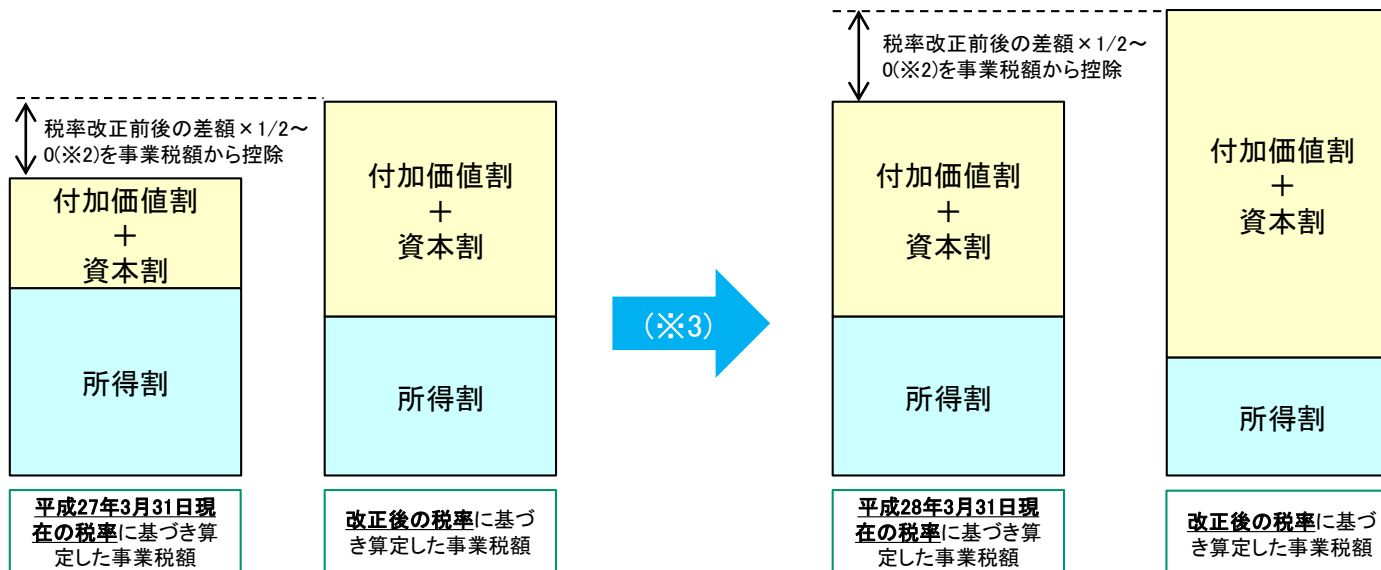
【外形標準課税の拡大に伴う負担増の軽減措置の導入】

＜事業税額から控除する金額＞

| | 平成27年度 | 平成28年度 |
|---------------------|-----------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 付加価値額が30億円以下の法人 | (改正後の税率に基づく事業税－平成27年3月31日現在の税率に基づく事業税) × 1/2 | (改正後の税率に基づく事業税－平成28年3月31日現在の税率に基づく事業税) × 1/2 |
| 付加価値額が30億超40億円未満の法人 | (改正後の税率に基づく事業税－平成27年3月31日現在の税率に基づく事業税) × (付加価値額に応じて1/2～0) | (改正後の税率に基づく事業税－平成28年3月31日現在の税率に基づく事業税) × (付加価値額に応じて1/2～0) |

平成27年度(※1)

平成28年度(※1)



(※1) 平成27年度:平成27年4月1日以後開始事業年度 平成28年度:平成28年4月1日以後開始事業年度

(※2) 付加価値額が30億円以下の法人は1/2、30億円超40億円未満の法人は付加価値額に応じて1/2～0となる。

(※3) 平成27年度と平成28年度の課税標準は同額と仮定している。

○平成27年4月1日以後に開始する事業年度から適用される。

2. 実務上の留意点

- ・ 付加価値割における所得拡大促進税制については、①適用要件が法人税における雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度(所得拡大促進税制)と同様のものとなっており、国外の事業所に勤務する雇用者に対する給与等や、法人の役員及びその役員の特殊関係者(親族など)に対する給与等の額は対象とならず、②賃金抑制防止措置としての雇用安定控除と同種の制度であることから、両制度の適用関係について調整措置がある。
- ・ 自己株式の取得や組織再編により、著しく資本金等が減少しても「資本金＋資本準備金」相当額までは、資本割が課税される(法人住民税についても同様に、「資本金＋資本準備金」の基準に対応する均等割が課される)。
- ・ 税負担軽減措置については時限立法であり、①付加価値割における所得拡大促進税制の適用期間は3年間、②負担変動の軽減措置の適用期間は2年間となっている。

3. 今後の注目点

- ・ 資本割の課税標準の改正の実施時期は、大綱上明確になっていないため、今後確認が必要である。
- ・ 住民税均等割の資本金等の無償増減資に関する加減算の措置の内容(事業税の資本割の増減資と同様の措置となるか)。
- ・ 付加価値割における所得拡大促進税制と雇用安定控除との調整措置の方法。
- ・ 付加価値額が30億円超40億円未満の法人に対する外形標準課税の拡大に伴う負担増の軽減措置における付加価値額に応じた控除割合。
- ・ 平成27年度税制改正で見送られた中小法人への外形標準課税の適用拡大。

1. 改正の概要

地域再生法の地方拠点強化実施計画(仮称)について、地域再生法の改正法の施行の日から平成30年3月31日までに承認を受け、その後一定期間内に一定規模の建物等の取得や地方拠点の雇用者が増加した場合等に下記の特例措置が創設されます。

【趣旨】

地方経済縮小を是正するため、地方にある本社機能等の強化(拡充型)や東京23区から三大都市圏以外への本社機能等の移転等(移転型)を支援すること。

【地方拠点建物等を取得した場合の特別償却・税額控除】

| 地方拠点強化実施計画について承認を受けた日 | 取得資産 | 取得等をした日 | 特別償却 | 税額控除 |
|----------------------------------|-------------|------------|-----------------------|---------------------|
| 地域再生法の改正法の施行の日から 平成29年3月31日まで | 建物等 (※2) | 承認の日から2年以内 | 取得価額×15%(25%) (※1) | 取得価額×4%(7%) (※1) |
| 平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで | | | | 取得価額×2%(4%) (※1) |

(※1) 移転型である場合には、括弧書きに記載された割合

(※2) 取得する建物等は、一の建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が2,000万円以上(中小企業者にあつては、1,000万円以上)のものを要件とする。

(※3) 税額控除における控除税額は法人税額の20%を限度とする。

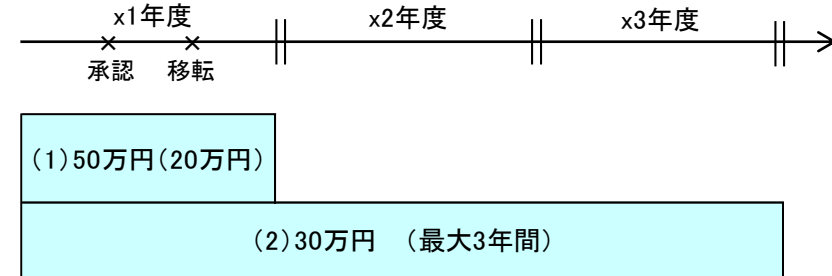
【雇用促進税制の拡充】

(1) 計画の承認の日以後2年以内の日を含む事業年度において、雇用者増加割合に応じ、地方拠点の増加雇用者数に一定額を乗じた金額の税額控除の適用を受けることができます。(現行の雇用促進税制の適用要件のうち雇用者増加割合以外は満たす必要がある。)

(2) 移転型の計画で(1)の適用を受ける場合、その適用を受ける事業年度から承認の日以後2年以内の日を含む事業年度まで、雇用者数を維持することを要件として、地方拠点の増加雇用者数の合計数に一定額を乗じた税額控除の適用を受けることができます((1)と重複適用可)。

| | 適用要件 | 一人当たり控除税額 |
|-----|---------------|-----------|
| (1) | 雇用者増加割合が10%以上 | 50万円 |
| | 雇用者増加割合が10%未満 | 20万円 |
| (2) | 雇用者数を維持すること | 30万円 |

【承認を受けた年度に移転をした場合のイメージ図】



(※1) 控除税額の上限は法人税額の30%から現行の雇用促進税制による控除税額と地方拠点建物等を取得した場合の税額控除による控除税額との合計額を控除した残額である。

(※2) 拡充型の税額控除の計算の基礎となる地方拠点の増加雇用者数は、法人全体の増加雇用者数を限度とする。

2. 実務上の留意点

【地方拠点建物等を取得した場合の特別償却・税額控除】

- ・税額控除は、中小企業者等の場合、法人住民税についても適用される。
(特別償却は、すべての法人の法人事業税及び法人住民税についても適用される。)

【雇用促進税制の拡充】

- ・税額控除は、中小企業者等の場合、法人住民税についても適用される。
- ・移転型の控除税額追加措置(上記(2))は、地方拠点の雇用者数又は法人全体の雇用者数が減少した事業年度以後の事業年度は、適用しない。

3. 今後の注目点

- ・地域再生法の改正内容(地方拠点強化実施計画の承認プロセス、施行時期等)

1. 改正の概要

- ・長期所有(10年超)の買換特例(九号)について、適用期限が平成26年12月31日から2年3ヶ月間延長されます。
- ・適用対象となる買換資産の範囲が見直されます。
- ・地域再生法の大都市等(仮称)以外の地域から大都市等への買換え等について、課税の繰延割合が引き下げられます。

※上記改正は所得税も同様

| 内容 | 改正前 | 改正案 |
|--------------------|--------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 適用期限 | 平成26年12月31日まで | 平成29年3月31日まで |
| 適用対象資産(譲渡資産) | 10年超継続して所有している 土地等、建物及び構築物 | 改正なし |
| 適用対象資産(買換資産) | 一定の土地等、建物、構築物、機械装置、 貨物鉄道事業用の機関車 及びコンテナ用の貨車 | 一定の土地等、建物、構築物 及び貨物鉄道事業用の機関車 |
| 圧縮限度額 (課税の繰延割合) | 一律80% | ①大都市等以外の地域から大都市等・・・75% ②大都市等以外の地域から特定地域・・・70% ③上記以外・・・・・・・・・・・・・・80% ※次ページご参照 |

○平成29年3月31日まで延長。

【参考資料】圧縮限度額の改正内容について
国土交通省出典の資料において下記の解説がされている。

①について

地方(東京23区及び首都圏近郊整備地帯等を除いた地域)から首都圏近郊整備地帯等(東京23区を除く首都圏既成市街地、首都圏近郊整備地帯、近畿圏既成都市区域、名古屋市の一部)へ……………75%

②について

地方(東京23区及び首都圏近郊整備地帯等を除いた地域)から東京23区へ……70%

③について

①及び②以外の買換え……………80%

2. 実務上の留意点

・適用対象となる買換資産の範囲の見直し及び圧縮限度額の一部縮減がされるため、特例措置の適用にあたって十分な検討を要する。

3. 今後の注目点

・圧縮限度額が縮減される「大都市等」及び「特定地域」の範囲について、今後、地域再生法等での確認を要する。